

## 第6章 事後調査計画



## 第6章 事後調査計画

### 6.1 事後調査項目の選定

対象事業の実施による環境への影響については、「第4章 調査・予測・保全対策・評価」で述べたように、周辺環境に著しい影響を与えるものではないと考える。

選定理由は、主に2つの視点から選定した。

①工事計画、施設計画に未確定な部分があることから、実際の工事中、存在・供用時の予測条件と異なる場合が考えられる。

②大気質、悪臭など、周辺住民において関心が高い項目については、実際に測定を行い、事業の影響の有無を確認、公表することが求められると考える。

一方、本予測に際しては、基本的に安全側の予測条件を設定し実施しているため、予測結果が環境保全に関する目標等を大きく下回っている項目又は現況を著しく悪化させない項目は、事後調査計画の対象外とした。

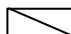
表 6-1 事後調査の選定・非選定一覧表

影響要因		工事による影響	存在・供用による影響
環境要素	大気質	①、②	①、②
	騒音	①	①
	振動	①	①
	低周波音	/	①
	悪臭		①、②
	水質	①	—
	水象	①	①
	土壤汚染	—	①、②
	地盤沈下	—	—
	地形・地質	①	/
	植物	—	
	動物	①	—
	生態系	—	—
	景観	—	①
	触れ合い活動の場	—	—
	廃棄物等	—	—
	温室効果ガス	/	—
日照阻害	—		

備考) ① 工事計画、施設計画に未確定な部分があり予測条件と異なる場合が考えられる項目

② 大気質、悪臭など、周辺住民において関心が高い項目

「—」 事後調査計画の対象外

 影響要因が無い項目

### 6.1.1 大気質

#### 1 工事による影響

工事による大気質への影響に関する事後調査の選定・非選定の理由は表6-1-1に示すとおりである。

表 6-1-1 事後調査の選定・非選定の理由（大気質：工事）

要 因 区 分		工事による影響					選定・非選定の理由
		運搬 (機材・ 資材 ・廃材等)	土地 造成	掘削	舗装・ コンク リート 工事	建築物 の工事	
項 目	地上気象	—	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設機械の稼働に伴う大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん）への影響については、環境保全に関する目標を満足しているが、現時点で工事工程、工法、建設作業機械台数等が未確定であるため、事後調査を行う。</li> <li>運搬に伴う大気質の影響については、上記と同様に現時点で運搬計画が未確定であるが、予測・評価結果が環境保全に関する目標を満たしていることから、事後調査は行わない。</li> </ul>
	一酸化窒素	—	○	○	○	○	
	二酸化窒素	—	○	○	○	○	
	浮遊粒子状物質	—	○	○	○	○	
	粉じん ・降下ばいじん	—	○	○	—	—	
	微小粒子状物質 (PM2.5)	—	○	○	—	—	

○事後調査を行う項目

## 2 存在・供用による影響

存在・供用による大気質への影響に関する事後調査の選定・非選定の理由は表6-1-2に示すとおりである。

表 6-1-2 事後調査の選定・非選定の理由（大気質：存在・供用）

区分	要因	存在・供用による影響			選定・非選定の理由
		自動車交通の発生	焼却施設の稼働	廃棄物の排出・処理	
項目	地上気象	—	○	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却施設の稼働による大気質（二酸化いおう、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類、粉じん、塩化水素）への影響は、環境保全に関する目標を満足しているが、周辺住民の関心が高いこと、施設の詳細な設備・機器が未確定であり、稼働する設備・機器の諸元等が予測条件と異なる場合があることから事後調査を行う。なお、微小粒子状物質（PM2.5）は、ろ過式集じん器（バグフィルタ）等により除去するため、影響は小さいことから事後調査は行わない。</li> <li>・自動車交通の発生及び廃棄物の搬出・処理に伴う粉じん・降下ばいじんは、予測・評価結果が環境保全に関する目標を満たしていることから、事後調査は行わない。</li> <li>・自動車交通の発生による大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）への影響は、搬入計画が未定であるが、予測・評価結果が環境保全に関する目標を満たしていることから、事後調査は行わない。</li> </ul>
	二酸化いおう	—	○	—	
	一酸化窒素	—	○	—	
	二酸化窒素	—	○	—	
	浮遊粒子状物質	—	○	—	
	ダイオキシン類	—	○	—	
	粉じん・降下ばいじん	—	—	—	
	微小粒子状物質（PM2.5）	—	—	—	
その他の必要な項目 ・塩化水素	—	○	—		

○事後調査を行う項目

## 6.1.2 騒音

### 1 工事による影響

工事による騒音の影響に関する事後調査の選定・非選定の理由は表6-1-3に示すとおりである。

表 6-1-3 事後調査の選定・非選定の理由（騒音：工事）

要 因 区 分		工事による影響					選定・非選定の理由
		運搬 (機材・ 資材 ・廃材等)	土地 造成	掘削	舗装・ コンク リート 工事	建築物 の工事	
項 目	総合騒音	—	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設機械の稼働に伴う騒音への影響については、現況騒音が環境保全に関する目標と同値または上回っていることや現時点で工事工程、工法、建設作業機械台数等が未確定であるため、事後調査を行う。</li> <li>運搬に伴う騒音の影響については、上記と同様に現時点で運搬計画が未確定であるが、予測結果は現況騒音に対し増加量がわずかであることから、事後調査は行わない。</li> </ul>
	道路交通騒音	—	—	—	—	—	
	建設作業騒音	—	○	○	○	○	

○事後調査を行う項目

### 2 存在・供用による影響

存在・供用による騒音の影響に関する事後調査の選定・非選定の理由は表6-1-4に示すとおりである。

表 6-1-4 事後調査の選定・非選定の理由（騒音：存在・供用）

要 因 区 分		存在・供用による影響		選定・非選定の理由
		自動車交通 の発生	焼却施設 の稼働	
項 目	総合騒音	—	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>焼却施設の稼働に伴い発生する騒音については、現況騒音が環境保全に関する目標と同値または上回っていることや施設の詳細な設備等が未確定であり、不確実性が残ることから事後調査を行う。</li> <li>運搬に伴う騒音の影響については、上記と同様に現時点で運搬計画が未確定であるが、予測結果は現況騒音に対し増加量がわずかであることから、事後調査は行わない。</li> </ul>
	道路交通騒音	—	—	
	工場騒音	—	○	

○事後調査を行う項目

### 6.1.3 振動

#### 1 工事による影響

工事による振動の影響に関する事後調査の選定・非選定の理由は表6-1-5に示すとおりである。

表 6-1-5 事後調査の選定・非選定の理由（振動：工事）

要 因 区 分		工事による影響					選定・非選定の理由
		運搬 (機材・ 資材 ・廃材等)	土地 造成	掘削	舗装・ コンク リート 工事	建築物 の工事	
項 目	総合振動	—	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設機械の稼働に伴う振動への影響については、環境保全に関する目標を満足しているが、現時点で工事工程、工法、建設作業機械台数等が未確定であるため、事後調査を行う。</li> <li>運搬に伴う振動の影響については、予測・評価結果が環境保全に関する目標を満たしていることから、事後調査を行わない。</li> </ul>
	道路交通振動	—	—	—	—	—	
	建設作業振動	—	○	○	○	○	

○事後調査を行う項目

#### 2 存在・供用による影響

存在・供用による振動の影響に関する事後調査の選定・非選定の理由は表6-1-6に示すとおりである。

表 6-1-6 事後調査の選定・非選定の理由（振動：存在・供用）

要 因 区 分		存在・供用による影響		選定・非選定の理由
		自動車交通 の発生	焼却施設 の稼働	
項 目	総合振動	—	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>焼却施設の稼働に伴い発生する振動については、環境保全に関する目標を満足しているが、施設の詳細な設備等が未確定であり、不確実性が残ることから事後調査を行う。</li> <li>運搬に伴う振動の影響については、予測・評価結果が環境保全に関する目標を満たしていることから、事後調査を実施しない。</li> </ul>
	道路交通振動	—	—	
	工場振動	—	○	

○事後調査を行う項目

#### 6.1.4 低周波音

存在・供用による低周波音の影響に関する事後調査の選定の理由は表6-1-7に示すとおりである。

表 6-1-7 事後調査の選定の理由（低周波音：存在・供用）

区分		要因		選定の理由
		存在・供用による影響		
		焼却施設の稼働		
項目	低周波音	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の存在・供用に伴い発生する低周波音については、環境保全に関する目標を満足しているが、施設の詳細な設備・機器が未確定であり、稼働する設備・機器の諸元等が予測条件と異なる場合があることから事後調査を行う。</li> </ul>

○事後調査を行う項目

#### 6.1.5 悪臭

存在・供用による悪臭の影響に関する事後調査の選定・非選定の理由は表6-1-8に示すとおりである。

表 6-1-8 事後調査の選定・非選定の理由（悪臭：存在・供用）

区分		要因			選定・非選定の理由
		存在・供用による影響			
		自動車交通の発生	焼却施設の稼働		
煙突排ガス臭気	施設からの漏れ臭気				
項目	特定悪臭物質	—	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>焼却施設の稼働による悪臭の影響は、環境保全に関する目標を満足しているが、周辺住民の関心が高いこと、施設の詳細な設備・機器が未確定であり、稼働する設備・機器の諸元等が予測条件と異なる場合があることから事後調査を行う。</li> <li>自動車交通の発生による悪臭の影響は、予測手法が他事例の引用によること、周辺住民の関心が高いことから事後調査を行う。</li> </ul>
	臭気指数 臭気強度	○	○	○	

○事後調査を行う項目



### 6.1.6 水質

工事による水質の影響に関する事後調査の選定の理由は表6-1-9に示すとおりである。

**表 6-1-9 事後調査の選定の理由（水質：工事）**

要 因 区 分		工事による影響				選定の理由
		土地造成	掘削		舗装・コンクリート工事	
		工事中の雨水（濁水）	工事中の湧水（濁水） 工事中の雨水（濁水）	工事の影響（地下水質）	工事中の雨水（濁水）	
項目	生活環境項目	○	○	○	○	・工事中の水質は、工事計画が未確定であることから、事後調査を行う。
	流量	○	○	—	○	

○事後調査を行う項目

### 6.1.7 水象

水象の影響に関する事後調査の選定の理由は表6-1-10に示すとおりである。

**表 6-1-10 事後調査の選定の理由（水象：工事及び存在・供用）**

要 因 区 分		工事による影響	存在・供用による影響		選定の理由
		掘削	建築物・工作物等の存在	焼却施設の稼働	
		工事中の湧水	地下構造物の存在	地下水の揚水	
項目	地下水位 水 温	○	○	○	・工事中の水象は、工事計画が未確定であることから事後調査を行う。 ・施設の存在・供用に伴う水象への影響は、施設計画が未確定であることから事後調査を行う。

○事後調査を行う項目

### 6.1.8 土壌汚染

土壌汚染の影響に関する事後調査の選定・非選定の理由は表6-1-11に示すとおりである。

**表 6-1-11 事後調査の選定・非選定の理由（土壌汚染：工事及び存在・供用）**

要因		工事による影響		存在・供用による影響		選定・非選定の理由
		掘削		焼却施設の稼働	廃棄物の排出・処理	
区分						
項目	環境基準項目	—		○	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事中の土壌汚染は、掘削地域に土壌汚染が確認されておらず、影響を生じさせないことから事後調査は行わない。</li> <li>・ 焼却施設の稼働による土壌汚染の影響は、環境保全に関する目標を満足しているが、周辺住民の関心が高いこと、施設の詳細な設備等が未確定であり、不確実性が残ることから事後調査を行う。</li> <li>・ 廃棄物の排出・処理による土壌汚染は、環境保全措置の実施により影響はほとんどないことから、事後調査は行わない。</li> </ul>
	ダイオキシン類	—		○	—	

○事後調査を行う項目

### 6.1.9 地盤沈下

地盤沈下に関する事後調査の非選定の理由は表6-1-12に示すとおりである。

**表 6-1-12 事後調査の非選定の理由（地盤沈下：工事及び存在・供用）**

要因		工事による影響		存在・供用による影響		非選定の理由
		掘削		焼却施設の稼働		
		基礎工事		地下水の揚水		
区分						
項目	地盤沈下	—		—		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地盤沈下の原因となる地下水への影響を緩和すること、地盤沈下を起こすような地盤ではないことから事後調査は行わない。</li> </ul>

○事後調査を行う項目

### 6.1.10 地形・地質

地形・地質に関する事後調査の選定の理由は表6-1-13に示すとおりである。

**表 6-1-13 事後調査の選定の理由（地形・地質：工事）**

区 分		要 因		選定の理由
		工事による影響		
		掘 削		
項 目	地形・地質 (ボーリング調査)	○		・環境保全措置をより詳細に検討するため事後調査を行う。

○事後調査を行う項目

### 6.1.11 植物

植物に関する事後調査の非選定の理由は表6-1-14に示すとおりである。

**表 6-1-14 事後調査の非選定の理由（植物：工事及び存在・供用）**

区 分		要 因		非選定の理由	
		工事による影響	存在・供用による影響		
		土地造成	緑 化	焼却施設の稼働	
項 目	植物相	—	—	—	・施設の工事及び存在・供用が、植物に及ぼす影響は小さいことから、事後調査は行わない。
	植生	—	—	—	
	注目すべき個体等	—	—	—	
	保全機能等	—	—	—	

○事後調査を行う項目

### 6.1.12 動物

#### 1 工事による影響

工事による動物への影響に関する事後調査の選定の理由は表6-1-15に示すとおりである。

**表 6-1-15 事後調査の選定の理由（動物：工事）**

区 分		要 因				選定の理由
		工事による影響				
		土地造成	掘 削	舗装・コンクリート工事	建築物の工事	
項 目	動物相	—	—	—	—	・対象事業実施区域内に注目すべき種であるナミギセルやジュウサンホシテントウが生息していることから、事後調査を行う。
	注目すべき種及び個体群	○	—	—	—	

○事後調査を行う項目

## 2 存在・供用による影響

存在・供用による動物への影響に関する事後調査の非選定の理由は表6-1-16に示すとおりである。

**表 6-1-16 事後調査の非選定の理由（動物：存在・供用）**

区 分		存在・供用による影響		非選定の理由
		緑 化	焼却施設の稼働	
項 目	動物相	—	—	・施設の存在・供用が、動物に及ぼす影響は小さいことから、事後調査は行わない。
	注目すべき種及び個体群	—	—	

○事後調査を行う項目

## 6.1.13 生態系

### 1 工事による影響

工事による生態系への影響に関する事後調査の非選定の理由は表6-1-17に示すとおりである。

**表 6-1-17 事後調査の非選定の理由（生態系：工事）**

区 分		工事による影響				非選定の理由
		土地造成	掘 削	舗装・ コンクリート工事	建築物の 工事	
項 目	生態系	—	—	—	—	・工事によって生態系に影響を及ぼすことはないことから、事後調査は行わない。

○事後調査を行う項目

### 2 存在・供用による影響

存在・供用によって生態系への影響に関する事後調査の非選定の理由は表6-1-18に示すとおりである。

**表 6-1-18 事後調査の非選定の理由（生態系：存在・供用）**

区 分		存在・供用による影響		非選定の理由
		緑 化	焼却施設の稼働	
項 目	生態系	—	—	・施設の存在・供用に伴って生態系に影響を及ぼすことがないことから、事後調査は行わない。

○事後調査を行う項目

### 6.1.14 景観

景観への影響に関する事後調査の選定・非選定の理由は表6-1-19に示すとおりである。

**表 6-1-19 事後調査の選定・非選定の理由（景観：工事及び存在・供用）**

要 因		工事による影響		存在・供用による影響		選定・非選定の理由
		建築物の工事		建築物・工作物等の存在	緑 化	
区 分						
項 目	景観資源・構成要素	—		○	○	・工事が景観に及ぼす影響は軽微であり、期間も限定的であることから事後調査は行わない。
	主要な景観	—		○	○	・存在・供用が景観に及ぼす影響については、計画施設の形状、色彩及び緑化計画等が未確定であることから事後調査を行う。

○事後調査を行う項目

### 6.1.15 触れ合い活動の場

#### 1 工事による影響

工事による触れ合い活動の場への影響に関する事後調査の非選定の理由は表6-1-20に示すとおりである。

**表 6-1-20 事後調査の非選定の理由（触れ合い活動の場：工事）**

要 因		工事による影響				非選定の理由
		土地造成	掘 削	舗装・コンクリート工事	建築物の工事	
区 分						
項 目	触れ合い活動の場	—	—	—	—	・工事が触れ合い活動の場に及ぼす影響はないことから事後調査は行わない。

○事後調査を行う項目

#### 2 存在・供用による影響

存在・供用による触れ合い活動の場への影響に関する事後調査の非選定の理由は表6-1-21に示すとおりである。

**表 6-1-21 事後調査の非選定の理由（触れ合い活動の場：存在・供用）**

要 因		存在・供用による影響		非選定の理由
			焼却施設の稼働	
区 分				
項 目	触れ合い活動の場		—	・施設稼働後において、触れ合い活動の場が維持され、活動に影響を与えていないことから事後調査は行わない。

○事後調査を行う項目

### 6.1.16 廃棄物等

#### 1 工事による影響

廃棄物等に関する事後調査の非選定の理由は表6-1-22に示すとおりである。

**表 6-1-22 事後調査の非選定の理由（廃棄物等：工事）**

要 因		工事による影響					非選定の理由
		土地造成	掘 削	舗装・コンクリート工事	建築物の工事	廃材・残土等の発生・処理	
項目	廃棄物	—	—	—	—	—	・工事に伴って発生する廃棄物等は、適正な処理により、環境への影響はないことから、事後調査は行わない。
	残土等	—	—	—	—	—	

○事後調査を行う項目

#### 2 存在・供用による影響

廃棄物等に関する事後調査の非選定の理由は表6-1-23に示すとおりである。

**表 6-1-23 事後調査の非選定の理由（廃棄物等：存在・供用）**

要 因		存在・供用による影響	非選定の理由
		廃棄物の排出・処理	
項目	廃棄物	—	・施設の稼働に伴って発生する廃棄物は、適正に処理することから事後調査は行わない。

○事後調査を行う項目

### 6.1.17 温室効果ガス等

温室効果ガス等に関する事後調査の非選定の理由は表6-1-24に示すとおりである。

**表 6-1-24 事後調査の非選定の理由（温室効果ガス等：存在・供用）**

要 因		存在・供用による影響		非選定の理由
		自動車交通の発生	焼却施設の稼働	
項目	二酸化炭素	—	—	・自動車交通の発生による温室効果ガス等への影響は軽微であることから、事後調査は行わない。 ・焼却施設の稼働に伴い発生する温室効果ガスの原因となる廃プラスチック量は、施設運営上、処理量を把握する。また、施設における発電量も施設運営上把握する。以上より、温室効果ガス等に関する事後調査は実施しない。
	メタン一酸化二窒素	—	—	

○事後調査を行う項目

### 6.1.18 日照阻害

日照阻害に関する事後調査の選定の理由は表6-1-25に示すとおりである。

**表 6-1-25 事後調査項目の選定の理由（日照阻害：存在・供用）**

区 分		要 因	非選定の理由
		存在・供用による影響 建築物・工作物等の存在	
項 目	日照阻害	—	・焼却施設の存在による日照阻害の影響は、環境保全に関する目標を満足しているため事後調査を行わない。

○事後調査を行う項目

## 6.2 事後調査計画

### 6.2.1 工事による影響

#### 1 大気質

##### 1) 調査項目等

工事による大気質への影響の事後調査は表6-2-1に示す内容で計画する。

調査項目は建設機械の稼働に伴う一酸化窒素、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質（PM2.5）とする。

工事中の大気質への影響は対象事業実施区域周辺に限られることから、調査地点は図6-2-1に示す対象事業実施区域内の1地点及び地域の特性に配慮した地点の2地点とする。

表 6-2-1 大気質の事後調査計画（工事による影響）

調査項目	調査頻度	調査方法	調査地点
一酸化窒素 二酸化窒素 浮遊粒子状物質	1回（工事の最盛期） （7日間/回）	24時間連続測定 〔1時間値×24回×7日〕	3地点 対象事業実施区域内1地点 J 高速道路南側 M 県営高ヶ原団地
地上気象 （風向・風速、気温、 湿度）			対象事業実施区域内1地点
微小粒子状物質 （PM2.5）		連続吸引〔1検体/日×7日〕	3地点 対象事業実施区域内1地点 J 高速道路南側 M 県営高ヶ原団地
降下ばいじん	1回（工事の最盛期） （30日間/回）	連続捕集〔1検体/30日〕	J 高速道路南側 M 県営高ヶ原団地

##### 2) 測定方法

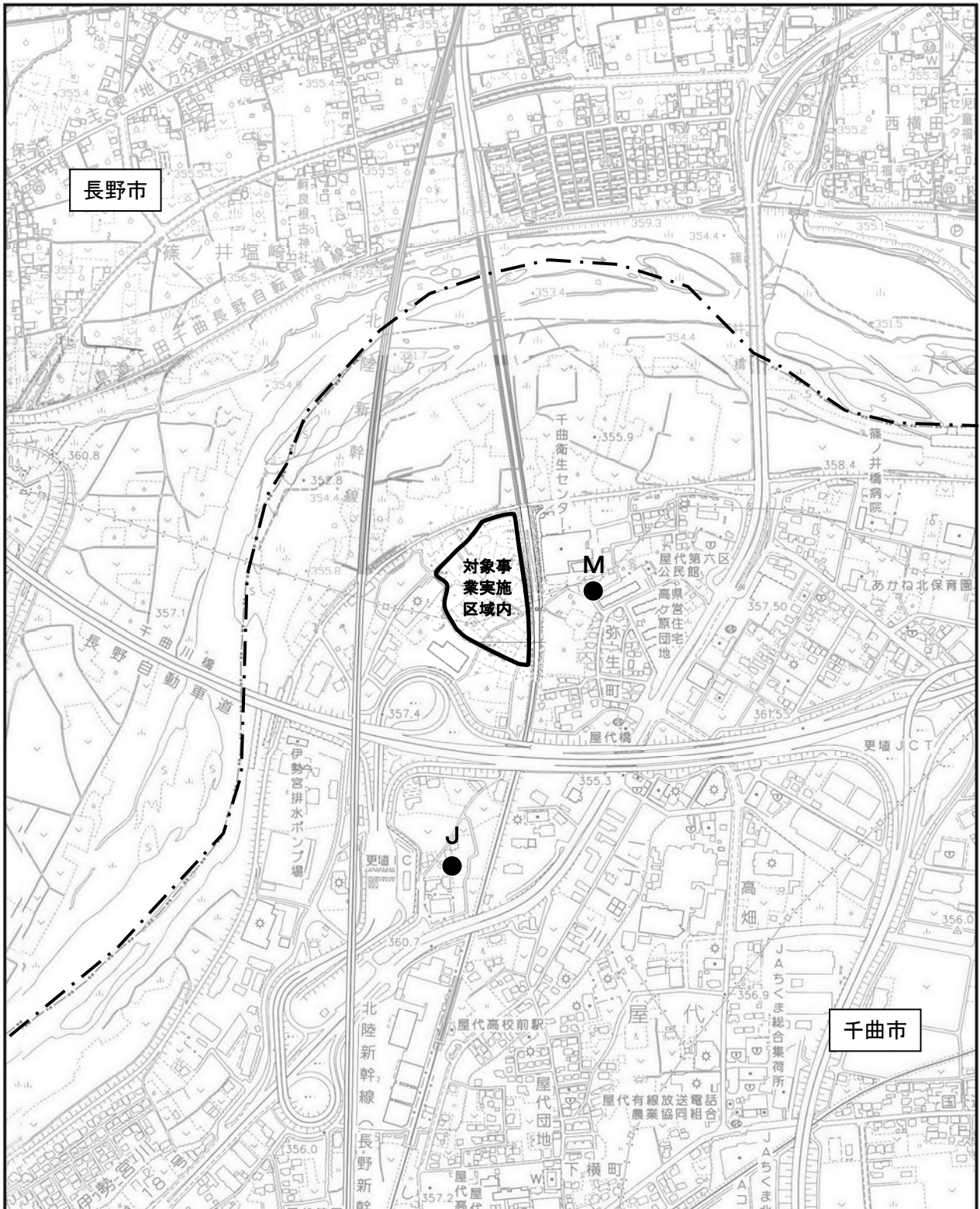
大気質の測定は、「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月8日環境庁告示第25号）及び「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年7月11日環境庁告示第38号）等に定める方法に準拠して、表6-2-2に示す方法により行う。また、降下ばいじんについては大気汚染物質測定法指針（昭和62年環境庁大気保全局）に定める方法により行う。

地上気象の測定は、地上気象観測指針（平成14年気象庁）に定める方法により行う。

表 6-2-2 大気質の測定方法

測定項目	測定方法	データの情報	測定位置
一酸化窒素（NO）	ザルツマン吸光光度法（JIS B 7953）	毎正時	1.5m
二酸化窒素（NO <sub>2</sub> ）			3.5m
浮遊粒子状物質（SPM）	β線吸収法（JIS B 7954）		
微小粒子状物質 （PM2.5）	ろ過捕集－重量測定法	1検体/7日/回	3.0m
降下ばいじん	デポジットゲージ採取法	1検体/30日/回	－





凡 例

対象事業実施区域    ● 調査地点

市境

この地図は、10,000分の1「千曲市No.1」（平成20年8月 千曲市）、  
「長野市19-8」（平成20年5月 長野市）に加筆したものである。

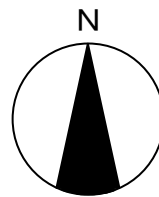


図 6-2-1 大気質事後調査地点（工事による影響）

## 2 騒音

工事による騒音への影響の事後調査は表6-2-3に示す内容で計画する。

調査項目は、建設作業騒音レベルとする。調査頻度は工事の最盛期 1 回とする。

調査地点は、図6-2-2に示す対象事業実施区域敷地境界の 1 地点及び周辺住居地域の 2 地点とする。

**表 6-2-3 騒音の事後調査計画（工事による影響）**

調査項目	調査頻度	調査方法	調査地点
建設作業 騒音レベル	1 回 (工事の最盛期)	連続測定 [昼間 12 時間連続]	3 地点 対象事業実施区域の敷地境界 1 地点 J 高速道路南側 M 県営高ヶ原団地
測定方法 1：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号）に定める方法 2：「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」 (昭和 43 年 11 月 27 日 厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第 1 号) に定める方法			

## 3 振動

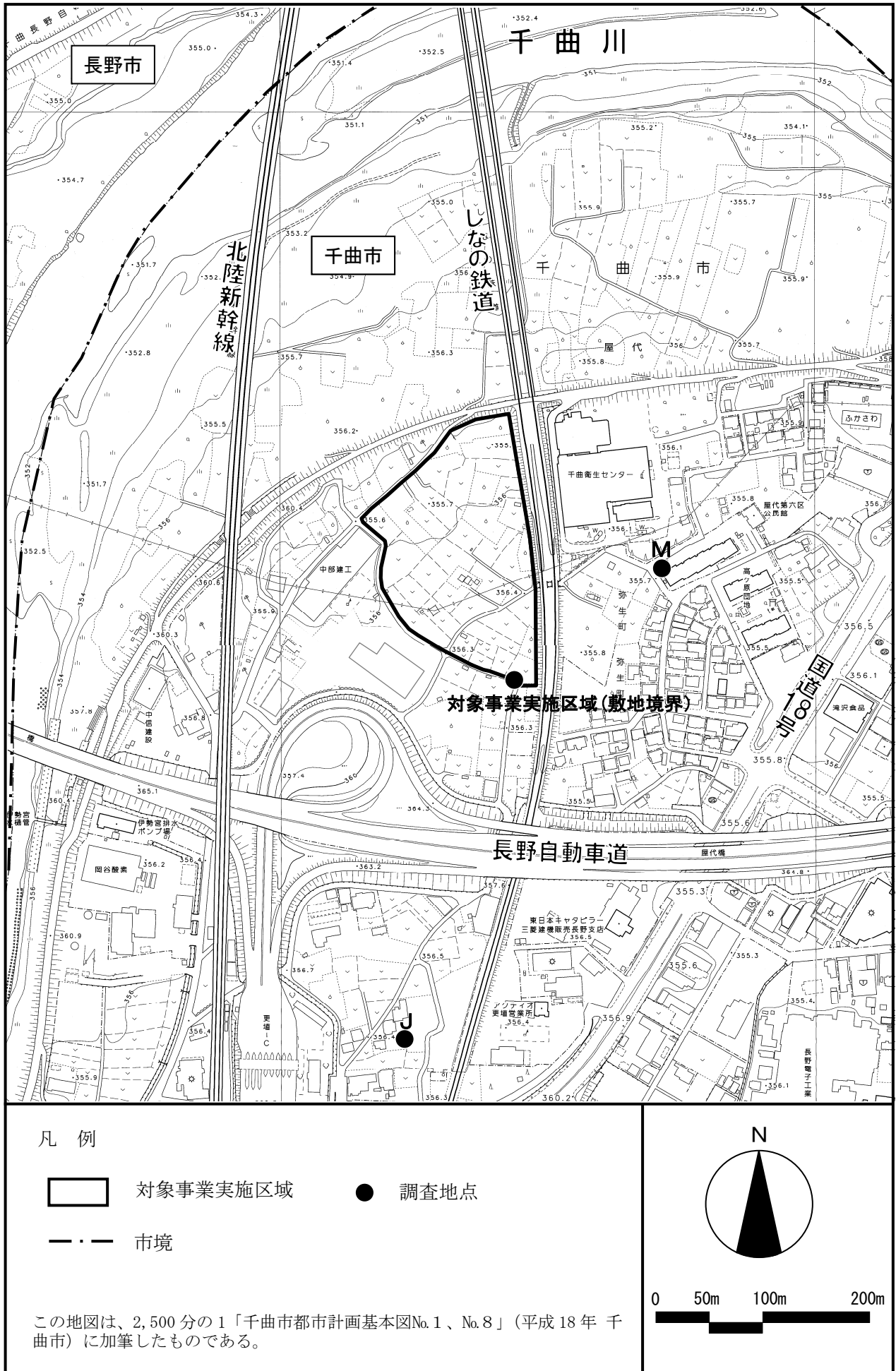
工事による振動への影響の事後調査は表6-2-4に示す内容で計画する。

調査項目は、建設作業振動レベルとする。調査頻度は工事の最盛期 1 回とする。

調査地点は、図6-2-2に示す対象事業実施区域敷地境界の 1 地点及び周辺住居地域の 2 地点とする。

**表 6-2-4 振動の事後調査計画（工事による影響）**

調査項目	調査頻度	調査方法	調査地点
建設作業 振動レベル	1 回 (工事の最盛期)	連続測定 [昼間 12 時間連続]	3 地点 対象事業実施区域の敷地境界 1 地点 J 高速道路南側 M 県営高ヶ原団地
測定方法 1：「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」（昭和 51 年 11 月 10 日 環境庁告示第 90 号）に定める方法			



凡 例

- 対象事業実施区域
- 調査地点
- 市境

この地図は、2,500分の1「千曲市都市計画基本図No.1、No.8」(平成18年 千曲市)に加筆したものである。

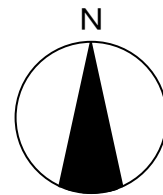


図 6-2-2 騒音・振動事後調査地点 (工事による影響)

#### 4 水質

##### 1) 調査項目等

工事による水質への影響の事後調査は表6-2-5に示す内容で計画する。

工事に伴い発生する濁水を対象として、調査項目はpH、浮遊物質量（SS）及び濁度とする。調査頻度は掘削工事の最盛期における平常時及び降雨時とする。

調査地点は図6-2-3に示す現地調査地点3地点とする。

さらに、工事に伴う地下水質への影響とし、地下水質を調査する。調査頻度は掘削工事に伴う揚水を行う期間中及びその前後1週間の毎日とする。

調査地点は図6-2-4に示す対象事業実施区域内の1地点及び水象現地調査地点の2地点とする。

**表 6-2-5 水質の事後調査計画（工事による影響）**

調査項目	調査頻度	調査方法	調査地点
・生活環境項目 (pH、浮遊物質量、濁度) ・現地調査項目(※1)	掘削工事の最盛期における 平常時、降雨時各1回 (降雨時は1降雨の濁水ピーク 時付近で5回測定する)	水質調査方法及び「水質汚濁 に係る環境基準について」 (昭和46年12月28日環境 庁告示第59号)に定める方 法	伊勢宮排水ポンプ場 周辺水路3地点 No. 1 (下流) No. 2 (放流) No. 3 (上流)
流 量	上記水質調査時		
地下水質 (pH)	掘削工事に伴う揚水期間中 及びその前後1週間毎日	「水質調査方法」(昭和46 年9月30日環水管30号)に よる	3地点 対象事業実施区域内1地点 水象現地調査地点 No. 3 水象現地調査地点 No. 5
※1：現地調査項目は気温、水温、外観、臭気、透視度、電気伝導度			

##### 2) 分析方法

水質の分析方法は表6-2-6に示すとおりである。

**表 6-2-6 分析方法**

調査項目		分析方法
1	気温	JIS K 0102 7.1
2	水温	JIS K 0102 7.2
3	外観(色度)	JIS K 0102 11
4	臭気	JIS K 0102 10.1
5	透視度	JIS K 0102 9
6	pH	JIS K 0102 12.1
7	浮遊物質量	環境庁告示第59号付表8
8	濁度	上水試験法
9	電気伝導率	JIS K 0102 13
10	流量	JIS K 0094



凡例

- 対象事業実施区域
- 水質・水象調査地点
- ..... 伊勢宮川
- · - 市境

この地図は、2,500分の1「千曲市都市計画基本図No.1、No.8」(平成18年千曲市)に加筆したものである。

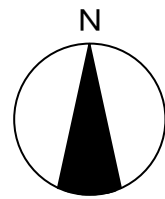


図 6-2-3 水質事後調査地点 (工事による影響)

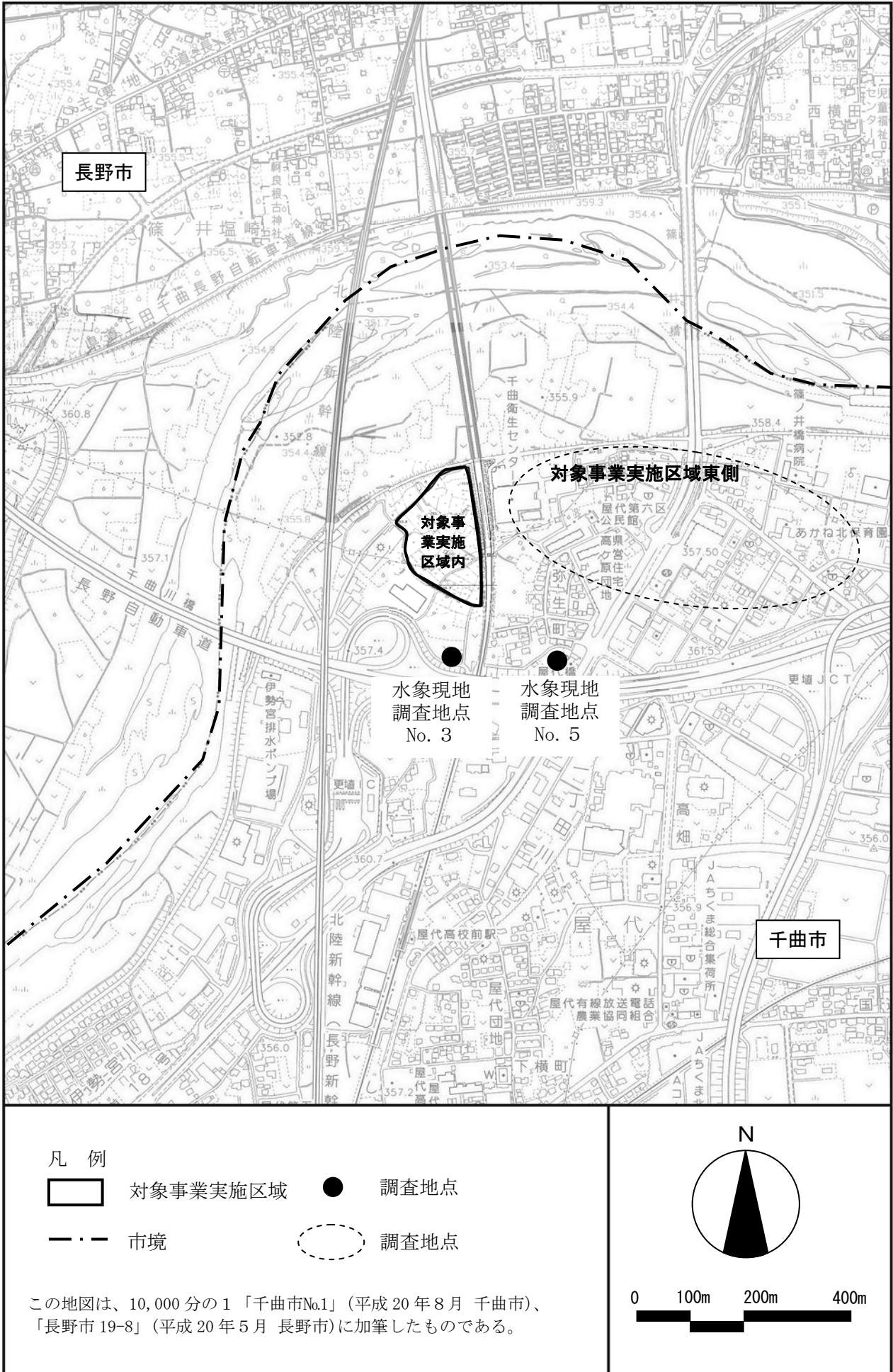


図 6-2-4 水質及び水象事後調査地点（工事による影響）

## 5 水象

工事による水象への影響の事後調査は表6-2-7に示す内容で計画する。

調査項目は、工事に伴う地下水位の影響とし、地下水位を調査する。調査頻度は掘削工事に伴う揚水を行う期間中及びその前後1週間の毎日とする。

調査地点は既出図6-2-4に示す対象事業実施区域内の1地点、水象現地調査地点の2地点及び対象事業実施区域東側1地点とする。

**表 6-2-7 水象の事後調査計画（工事による影響）**

調査項目	調査頻度	調査方法	調査地点
地下水位	掘削工事に伴う揚水期間中及びその前後1週間毎日	水位計により、地下水面の高さを測定する。	4地点 対象事業実施区域内1地点 水象現地調査地点 No. 3 水象現地調査地点 No. 5 対象事業実施区域東側1地点

## 6 地形・地質

環境保全措置をより詳細に検討するため、計画施設の設計段階においてボーリング調査を行い地質の状況を確認する。

## 7 動物

工事による動物への影響の事後調査は表6-2-8に示す内容で計画する。

調査項目は、工事に伴う動物への影響とし、注目すべき種の確認と移殖について検討する。

なお、移殖した場合は、移殖後のモニタリング調査を実施する。

調査頻度は、工事着手前に現地調査で確認した夏又は秋に行うこととする。

調査地点は、対象事業実施区域内の確認地点及びその周辺とする。

**表 6-2-8 動物の事後調査計画（工事による影響）**

調査項目	調査頻度	調査方法	調査地点
注目すべき種の保全 ・ナミギセル ・ジュウサンホシテントウ	工事着手前に対象事業実施区域内で確認した夏又は秋	現地調査（直接観察）	対象事業実施区域内の確認地点及びその周辺

## 8 工事及び保全対策の実施状況

事後調査の実施にあわせ、表6-2-9に示すとおり、関連する工事の状況及び環境保全措置の実施状況を調査・整理する。

表 6-2-9 工事及び保全対策実施状況の事後調査計画

調査項目	調査時期	調査方法	調査対象
工事の状況	事後調査の実施期間	資料の収集整理、聞き取り、写真撮影等による	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事工程</li> <li>・ 工事方法</li> <li>・ 建設機械種別、規格、台数</li> <li>・ 工事関係車両走行台数</li> <li>・ 沈砂地の設置状況</li> <li>・ 工事に関わる地下水の揚水量</li> <li>・ その他の工事の状況</li> </ul>
環境保全措置の実施状況	事後調査の実施期間	資料の収集整理、聞き取り、写真撮影等による	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事関係車両走行ルート</li> <li>・ 排出ガス対策型機械の使用状況</li> <li>・ 低騒音型機械の使用状況</li> <li>・ 低振動型機械の使用状況</li> <li>・ 土砂飛散防止対策の状況</li> <li>・ 騒音・振動防止対策の状況</li> <li>・ 濁水防止対策の状況</li> <li>・ その他の環境保全措置の実施状況</li> </ul>



## 6.2.2 存在・供用による影響

### 1 大気質

#### 1) 調査項目等

存在・供用による大気質への影響の事後調査は表6-2-10及び表6-2-11に示す内容で計画する。

調査項目は、施設の稼働に伴う排ガスの影響とし、二酸化いおう、一酸化窒素、二酸化窒素（窒素酸化物）、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類及び塩化水素とする。また、あわせて地上気象を測定する。

調査地点は図6-2-5(1), (2)に示すとおりである。

**表 6-2-10 大気質の事後調査計画（存在・供用による影響）**

区分	調査項目	調査頻度	調査方法
環境 大 気	二酸化いおう 一酸化窒素 二酸化窒素 浮遊粒子状物質	4季/年（7日間/季）	24時間連続測定 [1時間値×24回/日×7日] ※1
	塩化水素	4季/年（7日間/季）	連続吸引[1検体/日×7日] ※2
	ダイオキシン類	4季/年（7日間/季）	連続吸引 [1検体/7日] ※3
地 上 気 象	風向、風速、気温、湿度	4季/年（7日間/季）	24時間連続測定 (1時間値×24回/日×7日) 測定方法は、「地上気象観測指針」（平成14年気象庁）に定める方法による
※1：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月8日環境庁告示第25号）及び「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年7月11日環境庁告示第38号）等に定める方法による ※2：大気汚染防止法施行規則第15条又は大気汚染物質測定法指針に定める方法による ※3：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年12月27日環境庁告示第68号）に定める方法による			

表 6-2-11 大気質の事後調査地点（存在・供用による影響）

区分	調査項目	地点数	地点
環境 大 気	二酸化いおう 一酸化窒素 二酸化窒素 浮遊粒子状物質 塩化水素	3 地点	M 県営高ヶ原団地 R 篠ノ井会（可毛羽神社） S 屋代公民館
	ダイオキシン類	6 地点	J 高速道路南側 K みすず団地 M 県営高ヶ原団地 P 篠ノ井塩崎（庄ノ宮遊園地） R 篠ノ井会（可毛羽神社） S 屋代公民館
地上 気象	風向、風速、気温、湿度	3 地点	M 県営高ヶ原団地 R 篠ノ井会（可毛羽神社） S 屋代公民館

## 2) 測定方法

大気質の測定は、「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月8日環境庁告示第25号）及び「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年7月11日環境庁告示第38号）等に定める方法とする。

ダイオキシン類の測定については「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年12月27日環境庁告示第68号）に定める方法とする。

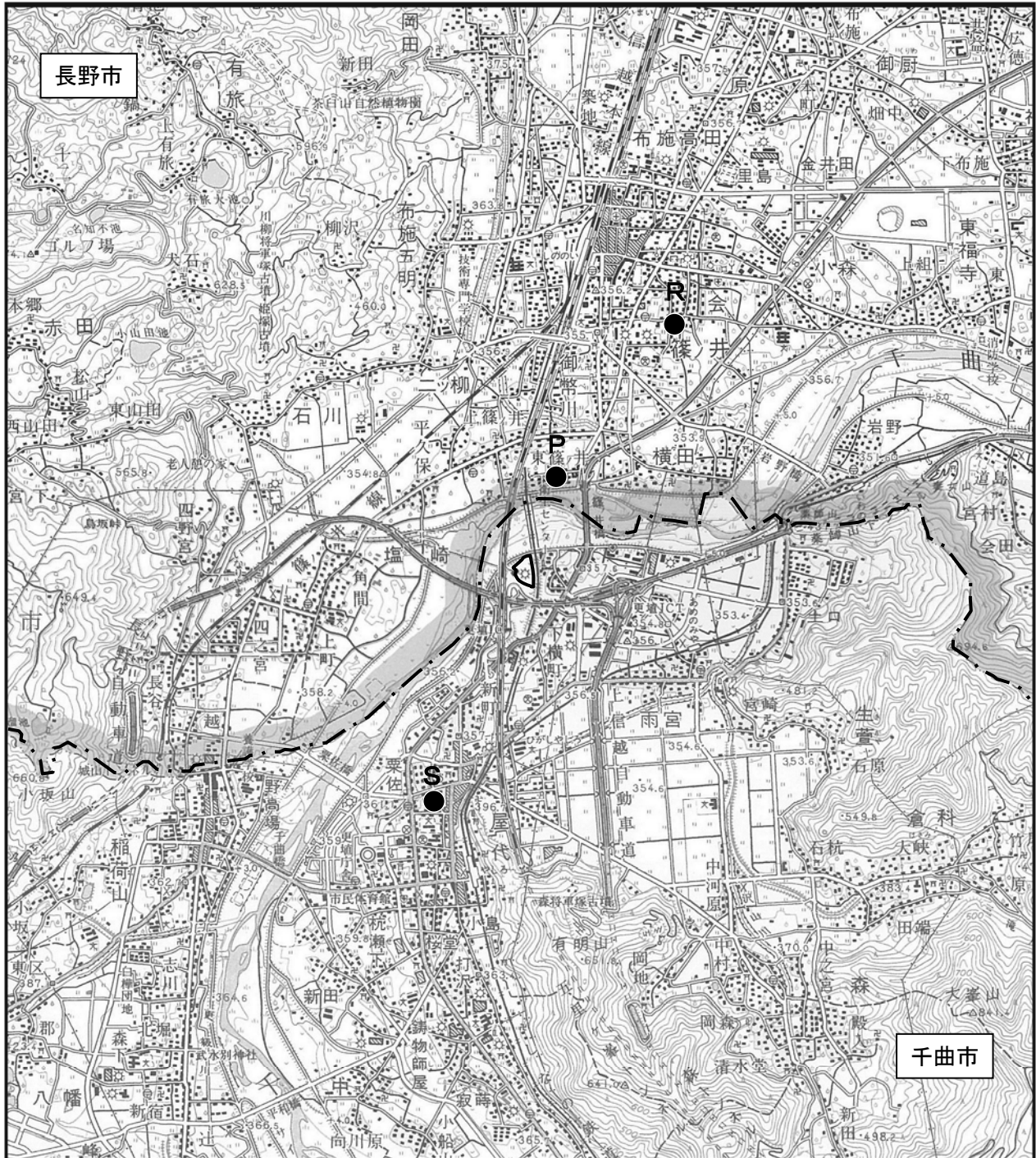
塩化水素については、「大気汚染防止法施行規則」（昭和46年6月22日厚生省・通商産業省令第1号）第15条又は大気汚染物質測定法指針（昭和62年環境庁大気保全局）に定める方法とする。

大気質の測定方法は表6-2-12に示すとおりである。

地上気象の測定は、「地上気象観測指針」（平成14年気象庁）に定める方法により行う。

表 6-2-12 大気質の測定方法

測定項目	測定方法	データの情報	測定位置
二酸化いおう (SO <sub>2</sub> )	溶液導電率法 (JIS B 7952)	毎正時	1.5m
一酸化窒素 (NO)	ザルツマン吸光光度法 (JIS B 7953)	毎正時	
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )		毎正時	
浮遊粒子状物質 (SPM)	β線吸収法 (JIS B 7954)	毎正時	3.5m
塩化水素	イオンクロマト伝導率法	1 検体/日/7 日間/季	1.5m
ダイオキシン類	ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル	1 検体/7 日間/季	



凡例

- 対象事業実施区域
- 調査地点
- 市境

この地図は、50,000分の1「千曲市全図」（平成20年8月 千曲市）及び  
 国土地理院 50,000分の1「長野」（平成10年2月）を使用したものである。

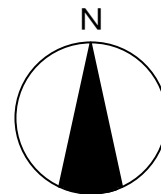
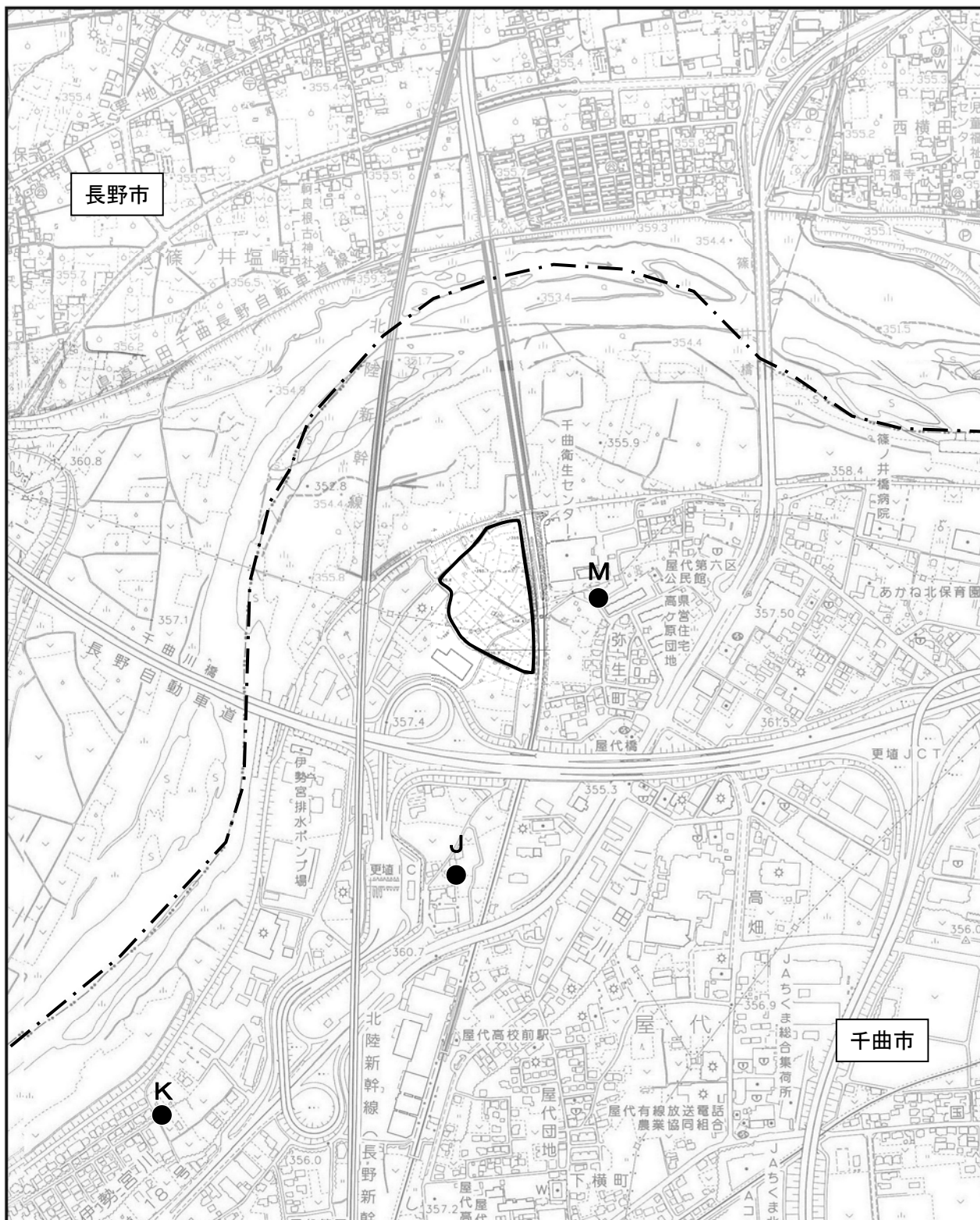


図 6-2-5(1) 大気質事後調査地点（存在・供用による影響）



凡 例

- 対象事業実施区域    ● 調査地点
- 市境

この地図は、10,000分の1「千曲市No.1」（平成20年8月 千曲市）、  
「長野市19-8」（平成20年5月 長野市）に加筆したものである。

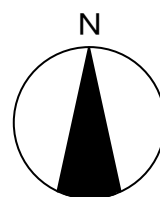


図 6-2-5(2) 大気質事後調査地点（存在・供用による影響）

## 2 騒音

施設の稼働による騒音の影響の事後調査は表6-2-13に示す内容で計画する。

調査項目は、施設稼働騒音レベルとする。調査頻度は施設の稼働が通常の状態に達した時点の1回とする。調査地点は、図6-2-6に示す予測地点である対象事業実施区域敷地境界の1地点及び周辺住居地域の2地点とする。

**表 6-2-13 騒音の事後調査計画（存在・供用による影響）**

調査項目	調査頻度	測定方法	調査地点
騒音レベル	1回（施設の稼働が通常の状態に達した時点）	連続測定 [24時間連続]	3地点 対象事業実施区域の敷地境界1地点 J 高速道路南側 M 県営高ヶ原団地
測定方法 1：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日 環境庁告示第64号）に定める方法 2：「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年11月27日 厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号）に定める方法			

## 3 振動

施設の稼働による振動の影響の事後調査は表6-2-14に示す内容で計画する。

調査項目は、施設稼働振動レベルとする。調査頻度は施設の稼働が通常の状態に達した時点の1回とする。調査地点は、図6-2-6に示す予測地点である対象事業実施区域敷地境界の1地点及び周辺住居地域の2地点とする。

**表 6-2-14 振動の事後調査計画（存在・供用による影響）**

調査項目	調査頻度	測定方法	調査地点
振動レベル	1回（施設の稼働が通常の状態に達した時点）	連続測定 [24時間連続]	3地点 対象事業実施区域の敷地境界1地点 J 高速道路南側 M 県営高ヶ原団地
測定方法 1：「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」（昭和51年11月10日環境庁告示第90号）に定める方法			

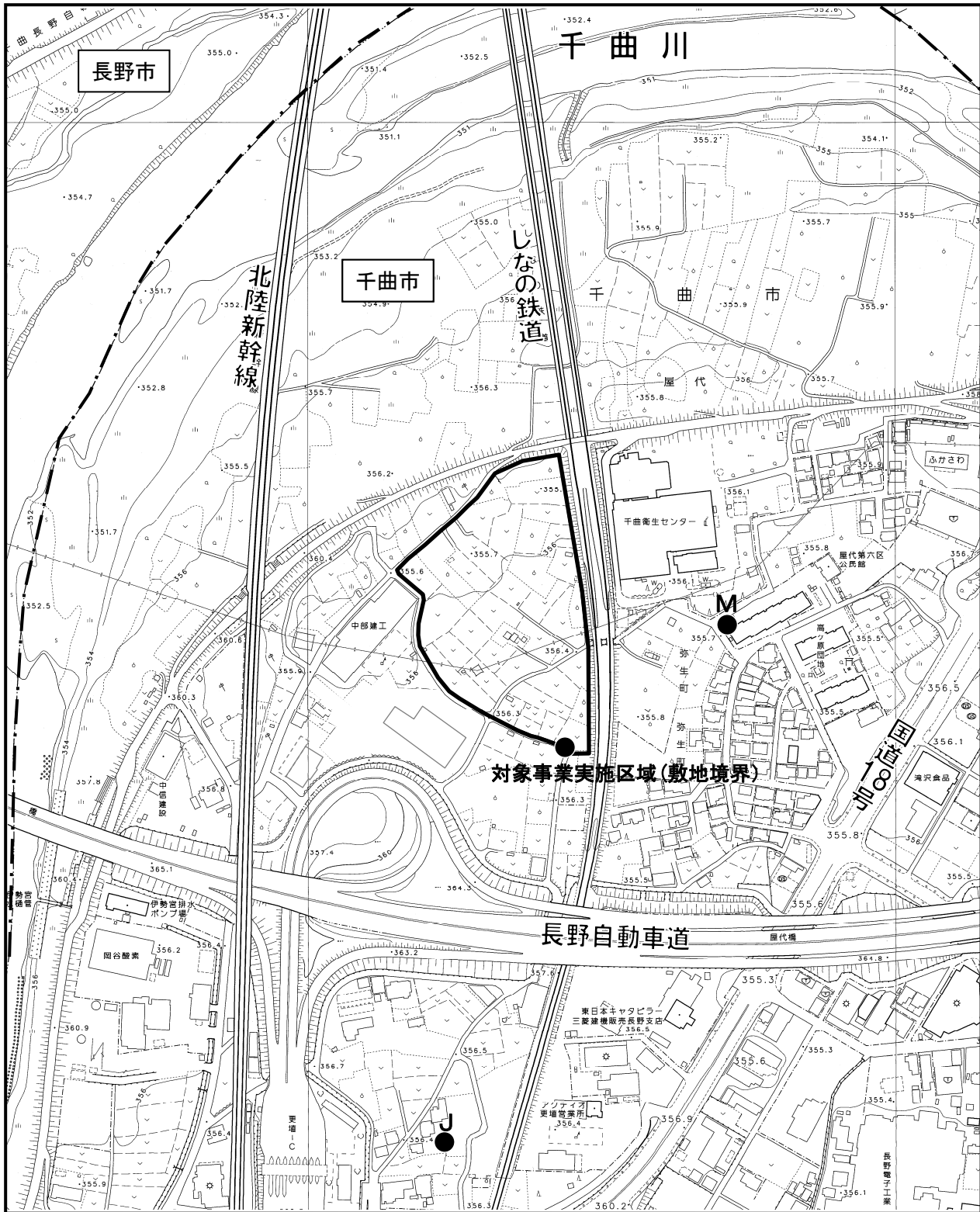
## 4 低周波音

施設の稼働による低周波音の影響の事後調査は表6-2-15に示す内容で計画する。

調査項目は、施設稼働に伴う低周波音圧レベルとする。調査頻度は施設の稼働が通常の状態に達した時点の1回とする。調査地点は、図6-2-6に示す予測地点である対象事業実施区域敷地境界の1地点及び周辺住居地域の2地点とする。

**表 6-2-15 低周波音の事後調査計画（存在・供用による影響）**

調査項目	調査頻度	測定方法	調査地点
低周波音圧レベル	1回（施設の稼働が通常の状態に達した時点）	連続測定 [24時間連続]	3地点 対象事業実施区域の敷地境界1地点 J 高速道路南側 M 県営高ヶ原団地
測定方法 1：「低周波音の測定に関するマニュアル」（平成12年環境庁大気保全局）に定める方法			



凡例

- 対象事業実施区域
- 調査地点
- 市境

この地図は、2,500分の1「千曲市都市計画基本図No.1、No.8」(平成18年千曲市)に加筆したものである。

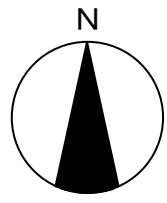


図6-2-6 騒音・振動・低周波音事後調査地点(存在・供用による影響)

## 5 悪臭

### 1) 調査項目等

施設の稼働による悪臭の影響の事後調査は表6-2-16に示す内容で計画する。

調査項目は、特定悪臭物質、臭気指数、臭気強度とする。調査頻度は施設の稼働が通常の状態に達した時点の4季/年とする。

調査地点は表6-2-17及び図6-2-7(1), (2), (3)に示すとおりである。対象事業実施区域敷地境界の2地点、周辺住居地域の2地点及び本計画施設稼働時の煙突排ガスによる悪臭の影響を予測するため、周辺の風向等を考慮し、対象事業実施区域から2km程度の4地点とする。

さらに、廃棄物運搬車両の走行に伴う臭気を調査するため、最も車両が集中する沿道1地点とする。

**表 6-2-16 悪臭の事後調査計画（存在・供用による影響）**

調査項目	調査頻度	調査方法
特定悪臭物質 22項目 アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルパレルアルデヒド、イソパレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸	4季/年 (平日の1日1回/季) 採取時間 昼：13～14時	「特定悪臭物質の測定方法」(昭和47年5月30日環境庁告示第9号)に定める方法
臭気指数	4季/年 (平日の1日3回/季) 採取時間 朝：7～8時 昼：13～14時 夜：19～20時	「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(平成7年9月13日環境庁告示第63号)に定める方法
臭気強度		6段階臭気強度表示法による方法
臭気指数（沿道調査）	夏季/年 (平日の1日2回/季) 午前、午後	「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(平成7年9月13日環境庁告示第63号)に定める方法

**表 6-2-17 悪臭の事後調査地点（存在・供用による影響）**

調査項目	地点数	地点
特定悪臭物質 臭気指数 臭気強度	4	対象事業実施区域の敷地境界2地点 (風上、風下) J 高速道路南側 M 県営高ヶ原団地
臭気指数 臭気強度	4	R 篠ノ井会(可毛羽神社) S 屋代公民館 P 篠ノ井塩崎(庄ノ宮遊園地) U 篠ノ井塩崎(塩崎公民館)
臭気指数	1	I 新幹線高架下交差点

## 2) 分析方法

悪臭の分析方法は、表6-2-18に示すとおりとする。

**表 6-2-18 悪臭の分析方法**

調査項目		分析方法	
特定悪臭物質	1	アンモニア	環境庁告示第9号 別表第1
	2	メチルメルカプタン	環境庁告示第9号 別表第2
	3	硫化水素	環境庁告示第9号 別表第2
	4	硫化メチル	環境庁告示第9号 別表第2
	5	二硫化メチル	環境庁告示第9号 別表第2
	6	トリメチルアミン	環境庁告示第9号 別表第3
	7	アセトアルデヒド	環境庁告示第9号 別表第4
	8	プロピオンアルデヒド	環境庁告示第9号 別表第4
	9	ノルマルブチルアルデヒド	環境庁告示第9号 別表第4
	10	イソブチルアルデヒド	環境庁告示第9号 別表第4
	11	ノルマルバレルアルデヒド	環境庁告示第9号 別表第4
	12	イソバレルアルデヒド	環境庁告示第9号 別表第4
	13	イソブタノール	環境庁告示第9号 別表第5
	14	酢酸エチル	環境庁告示第9号 別表第6
	15	メチルイソブチルケトン	環境庁告示第9号 別表第6
	16	トルエン	環境庁告示第9号 別表第7
	17	スチレン	環境庁告示第9号 別表第7
	18	キシレン	環境庁告示第9号 別表第7
	19	プロピオン酸	環境庁告示第9号 別表第8
	20	ノルマル酪酸	環境庁告示第9号 別表第8
	21	ノルマル吉草酸	環境庁告示第9号 別表第8
	22	イソ吉草酸	環境庁告示第9号 別表第8
臭気指数		臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法に定める方法	
臭気強度		6段階臭気強度表示法	



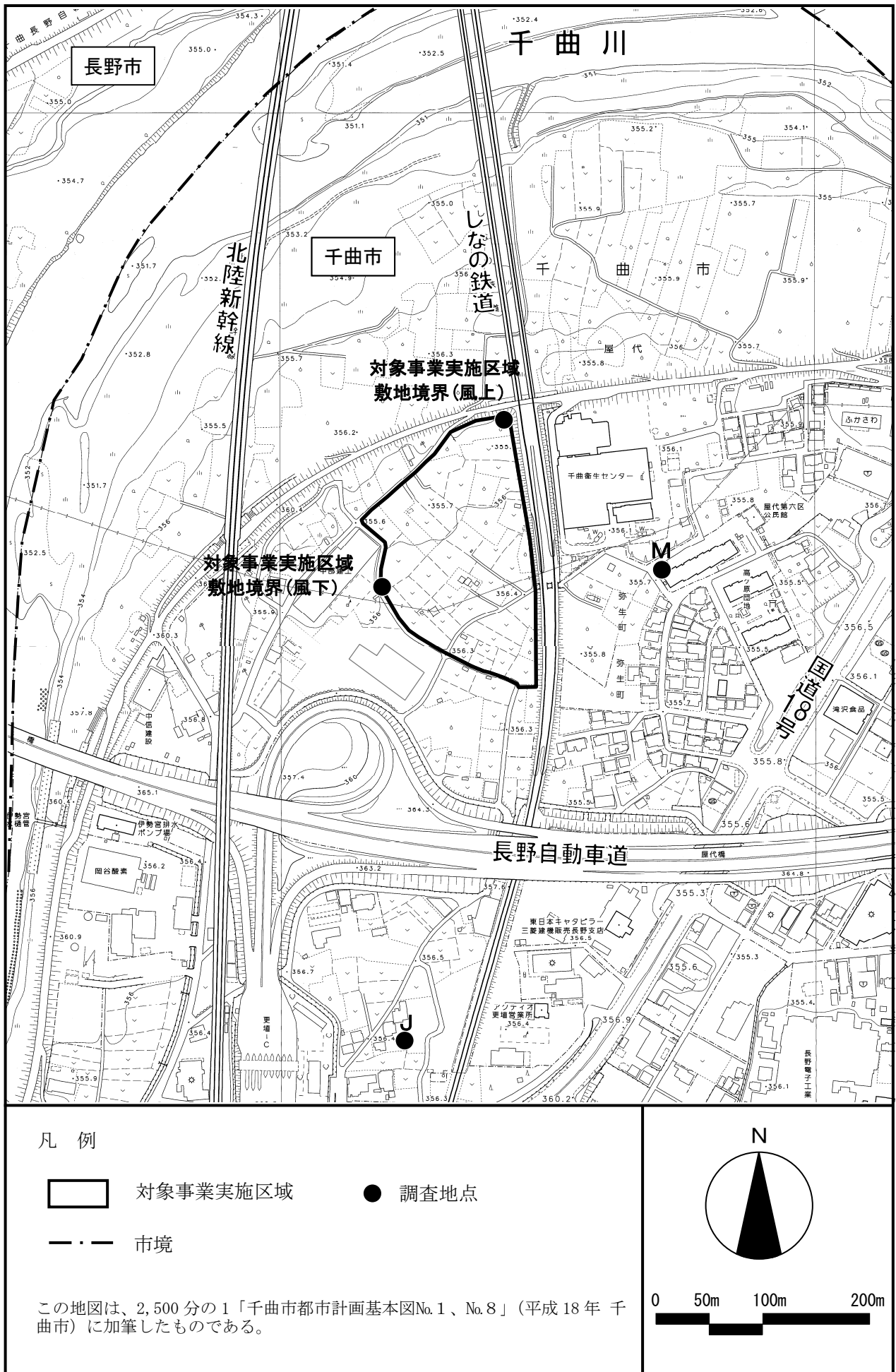
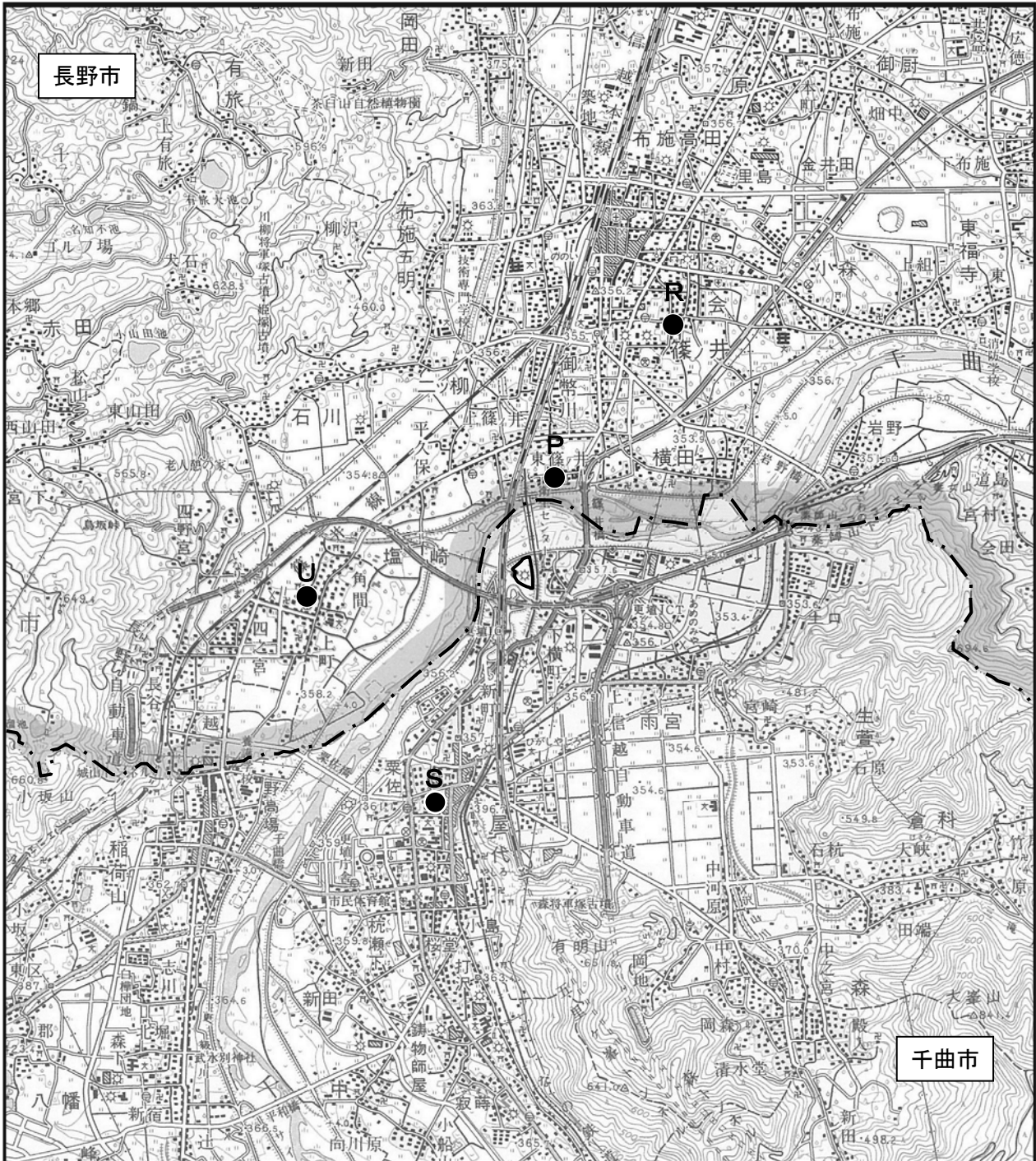


図 6-2-7(1) 悪臭事後調査地点（存在・供用による影響）



凡例

- 対象事業実施区域
- 調査地点
- 市境

この地図は、50,000分の1「千曲市全図」（平成20年8月 千曲市）及び  
 国土地理院 50,000分の1「長野」（平成10年2月）を使用したものである。

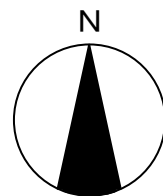
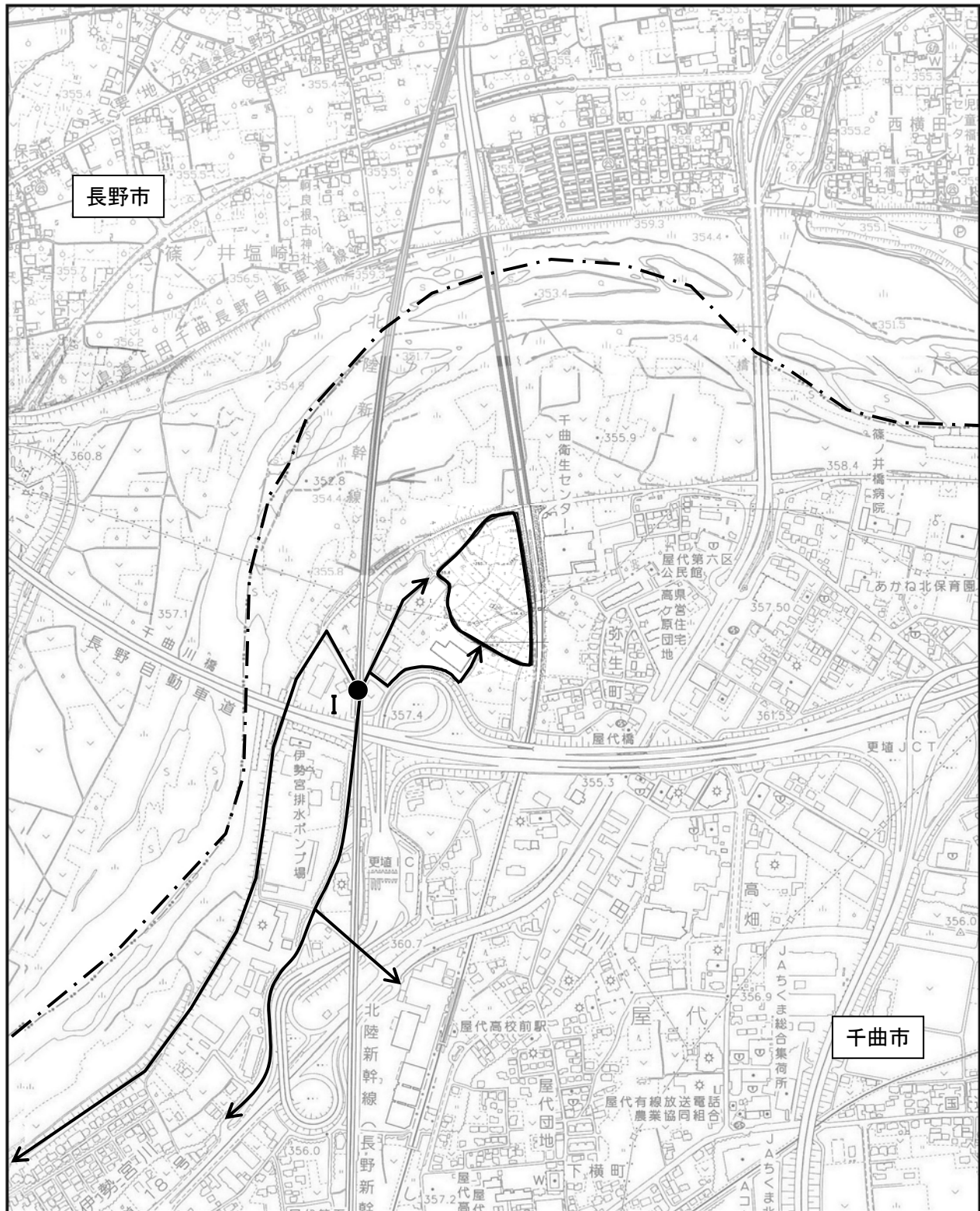
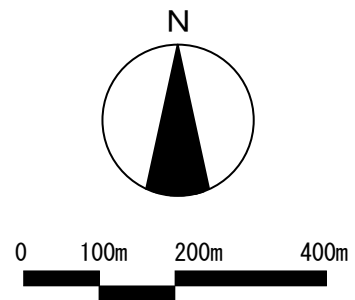


図 6-2-7(2) 悪臭事後調査地点（存在・供用による影響）



凡 例

- 
- ↔



この地図は、10,000分の1「千曲市No.1」（平成20年8月 千曲市）、  
「長野市19-8」（平成20年5月 長野市）に加筆したものである。

図 6-2-7(3) 悪臭事後調査地点（存在・供用による影響）

## 6 水象

施設の稼働による水象への影響の事後調査は表6-2-19に示す内容で計画する。

調査項目は、施設の稼働に伴う地下水位の影響とし、地下水位を調査する。調査頻度は施設の稼働が通常の状態に達した時点の1年間（月1回）とする。

調査地点は図6-2-8に示す対象事業実施区域内の1地点、水象現地調査地点の2地点及び対象事業実施区域東側1地点とする。

**表 6-2-19 水象の事後調査計画（存在・供用による影響）**

調査項目	調査頻度	調査方法	調査地点
地下水位 水 温	通年 (1回/月)	水位計により、地下水面の高さを測定する。 水温計により、地下水の水温を測定する。	4 地点 対象事業実施区域内 1 地点 水象現地調査地点 No. 3 水象現地調査地点 No. 5 対象事業実施区域東側 1 地点



## 7 土壌汚染

### 1) 調査項目等

施設の稼働による土壌汚染への影響の事後調査は表6-2-20に示す内容で計画する。調査項目は、施設の稼働に伴う土壌汚染の影響とし、環境基準項目及びダイオキシン類を調査する。調査頻度は施設の稼働が通常の状態に達した時点とする。

調査地点は表6-2-21及び図6-2-9(1), (2)に示すとおりである。

**表 6-2-20 土壌汚染の事後調査計画（存在・供用による影響）**

調査項目	調査頻度	調査方法
環境基準項目 及び ダイオキシン類	1回/年 (1検体/回)	「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日環境庁告示第46号）及び「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年環境庁告示第68号）に定める方法
ダイオキシン類	1回/年 (1検体/回)	「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年12月27日環境庁告示第68号）に定める方法

**表 6-2-21 土壌汚染の事後調査地点（存在・供用による影響）**

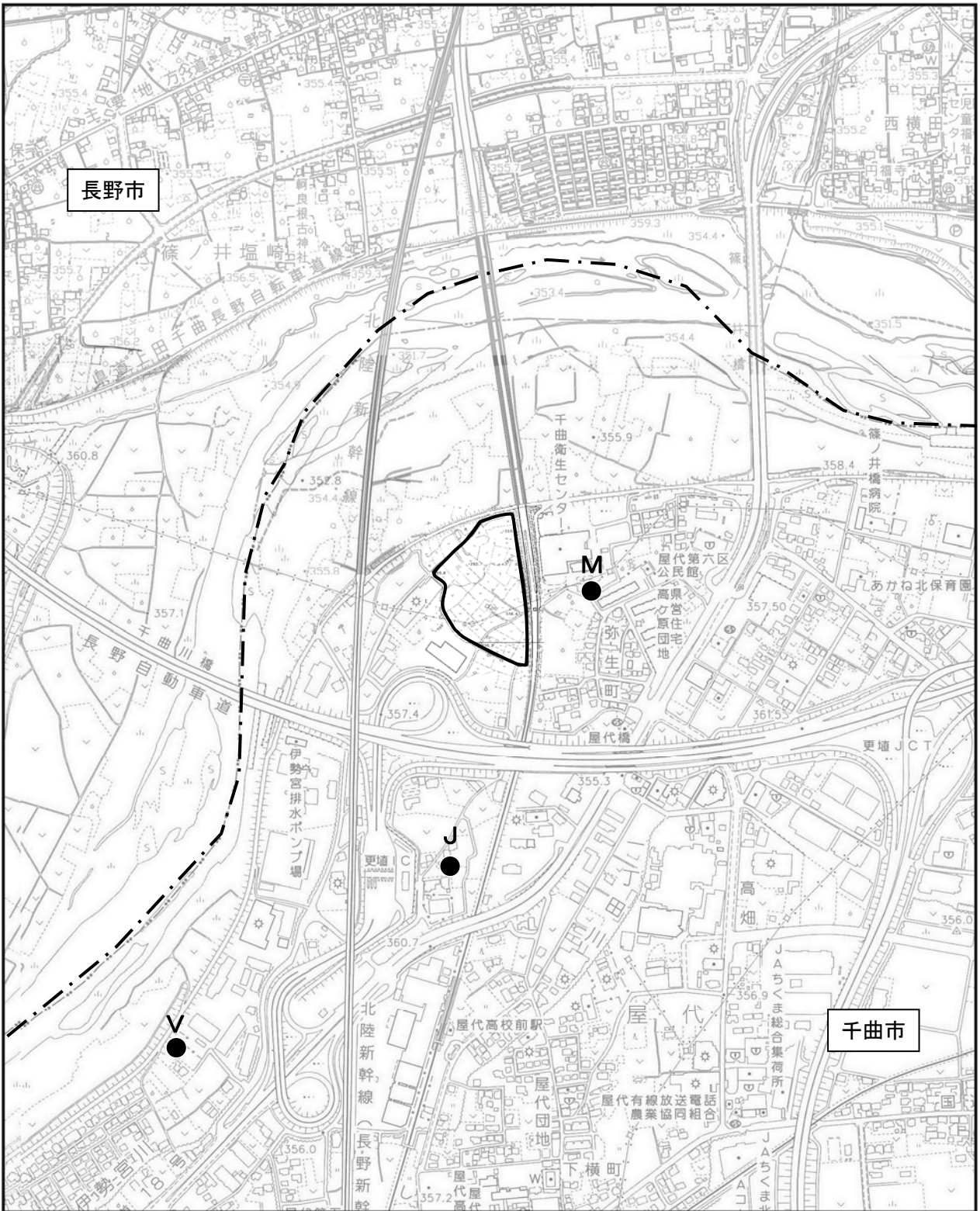
調査項目	地点数	地点
環境基準項目 及び ダイオキシン類	2地点	R 篠ノ井会（可毛羽神社） S 屋代公民館
ダイオキシン類	4地点	J 高速道路南側 M 県営高ヶ原団地 P 篠ノ井塩崎（庄ノ宮遊園地） V 堤防道路東側

## 2) 分析方法

土壌の分析方法は表6-2-22に示すとおりである。

表 6-2-22 分析方法

調査項目		分析方法	
環境基準項目	1	カドミウム	JIS K0102 55 農林省令第 47 号に定める方法
	2	全シアン	JIS K0102 38.1.2 及び 38.2
	3	有機りん	環境庁告示第 64 号付表 1 に掲げる方法
	4	鉛	JIS K0102 54
	5	六価クロム	JIS K0102 65.2
	6	砒素 (溶出量)	JIS K0102 61.2 又は 61.3
	7	総水銀	環境庁告示第 59 号付表 1
	8	アルキル水銀	環境庁告示第 59 号付表 2
	9	P C B	環境庁告示第 59 号付表 3
	10	銅	総理府令第 66 号に定める方法
	11	ジクロロメタン	JIS K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2
	12	四塩化炭素	JIS K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1
	13	1,2-ジクロロエタン	JIS K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2
	14	1,1-ジクロロエチレン	JIS K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2
	15	シス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2
	16	1,1,1-トリクロロエタン	JIS K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1
	17	1,1,2-トリクロロエタン	JIS K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1
	18	トリクロロエチレン	JIS K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1
	19	テトラクロロエチレン	JIS K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1
	20	1,3-ジクロロプロペン	JIS K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1
	21	チウラム	環境庁告示第 59 号付表 4
	22	シマジン	環境庁告示第 59 号付表 5 の第 1 又は第 2
	23	チオベンカルブ	環境庁告示第 59 号付表 5 の第 1 又は第 2
	24	ベンゼン	JIS K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2
	25	セレン	JIS K0102 67.2 又は 67.3
	26	ふっ素	JIS K0102 34.1
	27	ほう素	JIS K0102 47.1、47.3
ダイオキシン類 (含有量試験)		ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁 (水底の底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準 - 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法 -)	

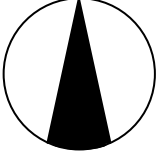


凡例

対象事業実施区域      ● 調査地点  
 - - - 市境

この地図は、10,000分の1「千曲市No.1」（平成20年8月 千曲市）、  
 「長野市19-8」（平成20年5月 長野市）に加筆したものである。

N



0 100m 200m 400m


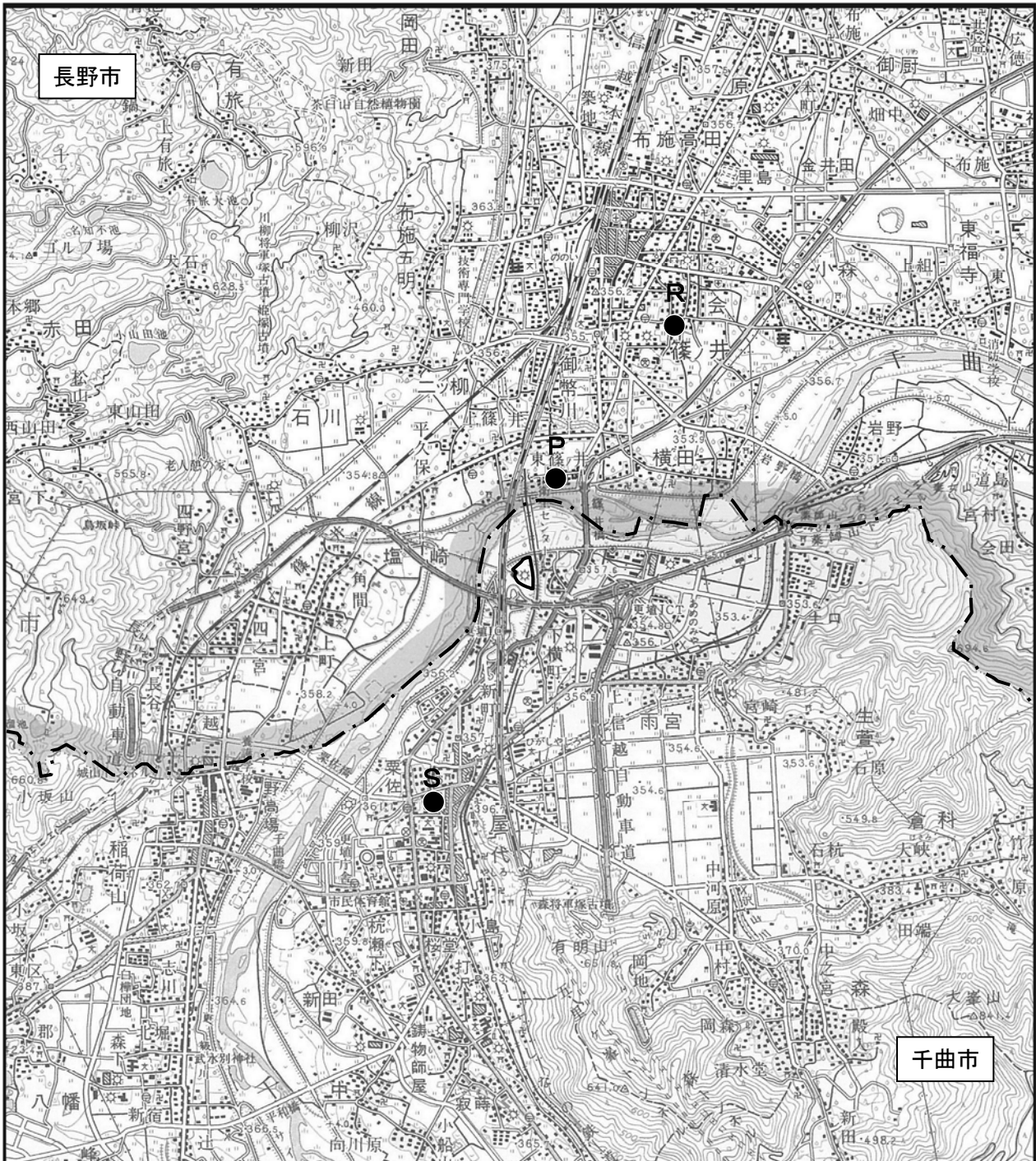


図 6-2-9(1) 土壌汚染事後調査地点（存在・供用による影響）





凡 例

- 対象事業実施区域
調査地点
市境

この地図は、50,000分の1「千曲市全図」（平成20年8月 千曲市）及び  
 国土地理院50,000分の1「長野」（平成10年2月）を使用したものである。

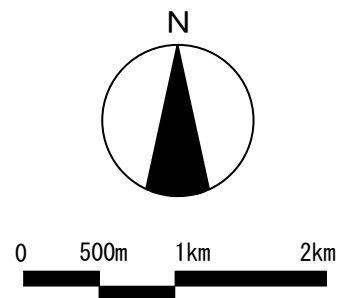


図 6-2-9(2) 土壌汚染事後調査地点（存在・供用による影響）

## 8 景観

施設の稼働による景観への影響の事後調査は表6-2-23に示す内容で計画する。

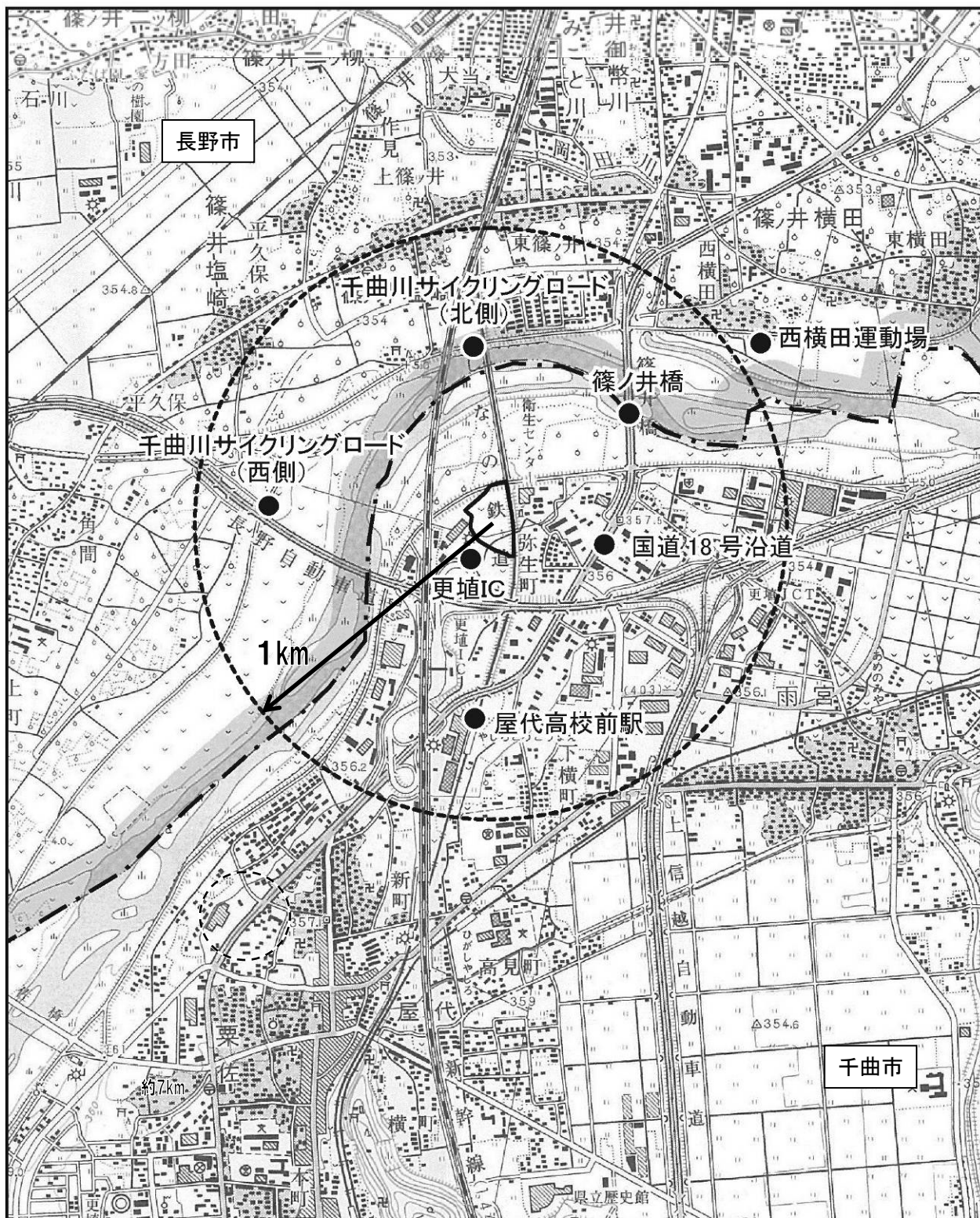
調査地点は表6-2-24及び図6-2-10に示す現地調査地点7地点とする。

**表 6-2-23 景観の事後調査計画（存在・供用による影響）**

調査項目	調査頻度	調査方法	調査地点
景観資源 ・構成要素	施設の稼働が通常の状態に達した時点の2回 (落葉期及び繁茂期)	写真撮影	7地点(現地調査地点)
主要な景観			

**表 6-2-24 景観の事後調査地点（存在・供用による影響）**

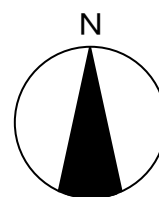
調査地点	調査地点位置
1	千曲川サイクリングロード（北側）
2	千曲川サイクリングロード（西側）
3	西横田運動場
4	篠ノ井橋
5	国道18号沿線
6	更埴IC
7	屋代高校前駅



凡例

- 対象事業実施区域
- 調査地点
- 市境

この地図は、25,000分の1「千曲市」（平成20年8月千曲市）、国土地理院25,000分の1「信濃松代」（平成15年5月）、「稲荷山」（平成14年6月）を使用したものである。



0 200m 400m 800m

図6-2-10 景観事後調査地点（存在・供用による影響）

## 9 施設の稼働状況及び保全対策の実施状況

事後調査の実施にあわせ、表6-2-25に示すとおり、関連する施設の稼働状況及び環境保全措置の実施状況を調査・整理する。

**表 6-2-25 施設稼働状況及び保全対策実施状況の事後調査計画**

調査項目	調査時期	調査方法	調査対象
施設の稼働状況	事後調査の実施期間	資料の収集整理、聞き取り、写真撮影等による	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設配置</li> <li>・計画建築物仕様</li> <li>・設備・機器種別、規格、台数</li> <li>・廃棄物搬出入車両等走行台数</li> <li>・廃棄物焼却処理量</li> <li>・施設の稼働に伴い発生する廃棄物等の量</li> <li>・発電量</li> <li>・施設稼働電力量</li> <li>・売電量</li> <li>・地下水揚水量</li> <li>・防災調整池の設置状況</li> <li>・緑化の状況</li> <li>・その他の施設の稼働の状況</li> </ul>
環境保全措置の実施状況	事後調査の実施期間	資料の収集整理、聞き取り、写真撮影等による	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大気汚染防止対策の状況</li> <li>・騒音防止対策の状況</li> <li>・振動防止対策の状況</li> <li>・低周波音防止対策の状況</li> <li>・悪臭防止対策の状況</li> <li>・その他の環境保全措置の実施状況</li> </ul>

### 6.3 事後調査結果の報告等

#### 6.3.1 事後調査報告書の提出時期及び提出先

事後調査を行う時期は、「建設工事の最盛期」及び「施設の稼働が通常の状態に達した時期」とする。

事後調査結果報告は「建設工事の最盛期」及び「施設の稼働が通常の状態に達した時期」の各調査が完了した段階で速やかに行う。

事後調査報告書は県知事に提出する。

#### 6.3.2 事後調査結果の公表・公開の方法

事後調査結果は、事後調査報告書としてとりまとめ、公表・公開する。

公表・公開場所は、長野広域連合及び計画施設ならびに長野広域連合構成市町村の関係部署とする。また、長野広域連合ホームページにおいても公表・公開する。

#### 6.3.3 環境保全目標が達成できていない場合の対応方針

事後調査の結果、本事業の影響により環境保全目標が達成できていない場合には、速やかにその原因を究明し、必要に応じて専門家の助言・指導を仰ぎつつ、環境保全措置の追加・見直し並びに追加・見直した環境保全措置を踏まえた予測及び評価を行う。